

## 用語説明(あいうえお順)

### 生きる力

変化の激しいこれからの社会を生きる力

### インターネット

世界規模のコンピューター・ネットワークのこと。アメリカ国防総省が構築した実験的な軍事用ネットワークから発展し、大学・研究機関等のコンピューターの相互接続により、全世界を網羅するネットワークに成長したものの。

### HIV感染者

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）が免疫細胞に感染した者。HIV は一度感染すると終生キャリアになると考えられています。また、抗体陽性者のエイズ発病までの潜伏期間は10%が2～3年、30%が5～6年、約50%が7～8年。15年以内には感染者全員が発病すると考えられています。

### エイズ患者

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）が免疫細胞に感染し、免疫細胞を破壊して後天的に免疫不全を起こす免疫不全症の事である。

### えせ同和行為

「同和問題はこわい問題である。」という人々の誤った意識に乗り、同和問題を口実に社会・個人や官公署などに対し、物品の購入等、不当な利益や義務のないことを求める行為。これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、同和問題解決の大きな阻害要因となっている。

### NPO（エヌピーオー）

民間非営利団体。様々な活動を通じて社会的な使命の実現をめざす民間の非営利団体。有償・無償を問わずほとんどの活動が含まれ、行政や企業とは異なり、公平性や利益性に関係なく柔軟な活動ができるため、自分たちの「高い志」に従い、「自分たちの価値観」で社会貢献活動が行なえる団体である。

### エンパワーメント

「力をつけること」という意味をもつ言葉で、政治、経済、社会、家庭などのあらゆる分野で、自らの持てるさまざまな能力に気づくとともに、それらを最大限に引き出すことを指す。世界の女性の人権尊重、差別撤廃運動の中で使われるようになった用語。

### 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

平成10年に制定された旧来の「伝染病予防法」、「性病予防法」、「後天性免疫不全症候群の

「予防に関する法律」の3つを統合して出来た法律。平成11年4月1日より施行。

### グループホーム

病気や障害などで生活スキルの欠如がある人たちが専門スタッフ等の援助を受けながら小人数で一般の住宅で地域社会に溶け込みながら生活する社会的介護の形態。集団生活型介護という言い方もする。

### ケアマネージャー

介護支援専門員。介護保険法に基づき、要介護者からの相談に応じて、その心身の状況などに応じた適切な居宅サービスや施設サービスの利用が受けられるよう、介護サービス計画の作成や居宅サービス事業者などとの連絡調整を行う人。

### 公正採用選考人権啓発推進員

同和問題をはじめとする人権問題の正しい理解と認識のもと、就職面接試験に際して「就職差別につながる」とされる14項目」に抵触する質問等を行わないなど、公正な採用選考を図ることにより、就職の機会均等を確保するため、一定規模以上等の事業所の人事責任者等から選任される者。

その役割としては、

公正な採用選考システムの確立を図ること

職業安定行政機関との連絡に関すること

その他当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること等がある。

### 国際人権年

国連において世界人権宣言採択20周年にあたる1968年を国際人権年と定めた。

### コミュニティ

一般的には、地域社会（地域性と共同意識によって成立する社会）を指すが、村落、家庭など個人を全面的に吸収する社会集団を指す場合もある。

### 参加体験型学習

学習者がお互いの気づきや考えを共有しながら、学習活動に積極的に参加し、人権に関する意欲と行動力を高めようとする学習方法。参加者で意見交換や共同作業を行いながら進める参加体験型研修を「ワークショップ」と呼ぶ。

### ジェンダー

生まれる前に決定される生物学的な性の違いである「セックス」に対して、出生後に育つ環境の中で、こうあるべきとして社会的、文化的につくられた性差観念のこと。日常生活の中で求められる「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担はその一例。このため、「らしさの性」「つくられた性」とも呼ばれる。

## 支援費制度

身体障害者（児）及び知的障害者（児）が、その必要に応じて市町村から各種の情報提供や適切なサービス選択の為に相談支援を受け、利用するサービスの種類ごとに支援費の支給を受けることが出来る制度。

## 児童虐待

保護者がその監護する児童（18歳に満たない者）に対し、次の行為をすることをいいます。

身体的虐待：児童の身体に外傷が生じるか、生じるおそれのある暴行を加えること

性的虐待：児童にわいせつな行為をしたり、させたりすること

ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置など保護者としての監護を著しく怠ること

心理的虐待：児童に、将来まで残るような心の傷を与える言動を行うこと

## 次世代育成支援対策推進法

我が国における急速な少子化の進行等を背景として、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、2003(平成15)年7月に公布。国、地方公共団体、事業主等の責務及び行動計画の策定等、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するための必要な措置を規定。

## 人権文化

人権擁護・人権尊重の精神が日常の生活で生かされている社会文化をいう。

## スクールセクハラ

「スクール・セクシュアル・ハラスメント」の略。教職員が、児童生徒等を不快にさせる性的な言動を行うこと。

## 児童生徒

児童とは、「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」では、満18歳未満の者をいい、「学校教育法」では、小学生を指し、生徒とは中学・高校生を指すこととしている。

## 児童虐待

親または親に代わる保護者が、18歳未満の子どもの心や身体を傷つけたり、健全な成長や発達を損なう行為で、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト(養育の拒否・保護の怠慢)、心理的虐待の4つに類型される。

## 児童虐待の防止等に関する法律

児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見、防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護、自立支援のための措置等を定め、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的に平成12年5月24日に制定された法律。

## 児童の権利に関する条約

1986(平成元)年に国連総会で採択され、1990(平成2)年に発効した条約。子どもの意見表明権、思想・表現の自由、子どもに関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護など、子どもの権利に関して包括的に規定。日本は1994(平成6)年に批准。

## 自分づくり

人間性という視点から、児童が自分を見つめ、自分を大切に作る心をはぐくむこと。適切な自己理解のもとに自己実現を図ろうとする態度を培う。

## 障害者基本法

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、障害者の自立及び社会参加の支援等施策の基本となる事項を定め、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者福祉の促進を目的に平成16年6月4日制定された法律。

## 情報モラル

情報を扱う上で必要とされる倫理のことである。または、情報社会において注意すべき点。

## 人権教育のための国連10年

国際連合は人権教育を通じ、人権の保障を確かなものにするため、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と定めた。

## 人権教育のための世界プログラム

国連人権委員会が定期的に指定する特定の部門・問題に関して、国内で進められる人権教育の努力に一層焦点化するため段階的に構築されたものであり、第1段階として、2005(平成17)年1月1日から2007(平成19)年12月31日までの3カ年で、初等・中等学校制度における人権教育の推進に重点が置かれる。

## 人種差別撤廃条約(あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)

1965(昭和40)年に国連総会で採択され、1969(昭和44)年に発効した条約。締結国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な共有を確保するために、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとること等を内容とする。日本は1995(平成7)年に加入。

## ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情などの好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族等に対して、「つきまとい等」(つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをしたり、押し掛けることやその行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。)を繰り返して行うこと。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が 2000（平成 12）年から施行され、ストーカー行為を処罰するなど必要な規制を行うとともに、被害者に対する援助等を定めている。

#### スーパーバイザー

管理・監督者。仕事や組織の流れを把握し、指導調整する役割を担う。

#### 成年後見制度

判断能力が不十分な方々（痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等）の日常生活を法的に保護する制度である。たとえば、介護保険制度のサービスを受けるには、要介護（要支援）者本人と介護サービス指定事業者との間で契約を結ぶ必要があり、この契約のための判断能力が不十分な場合、自分が損害を受けるような契約をする恐れがある。このような日常生活における損害を受けないように、本人の権利を守る制度が成年後見制度である。判断能力が不十分な場合に、本人又は 4 親等内の親族等が家庭裁判所に申し立てし、家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見制度と、判断能力が十分にあるときに、本人が将来に備えてあらかじめ任意後見人を選んでおく任意後見制度がある。

#### 性同一性障害

生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらの性に所属しているかをはっきり認知していながら、その半面で、人格的には自分が別の性に属していると確信している状態。

#### 性的指向

異性愛、同性愛、両性愛の別を指す sexual orientation の訳語です。このほか、同じく性的少数者に位置づけられる性同一性障害、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭であること）を理由とする差別なども問題となっています。

#### セクシュアル・ハラスメント

労働や教育などの公的な場や、社会関係において、他者を性的対象物におとしめるような行為を行うこと。特に、労働の場において、異性に対して、異性が望んでいない性的意味合いをもつ行為を、他の異性が行うことを指す場合が多い。

性的嫌がらせ。セクハラ

#### 性別による固定的役割分担意識

「男は仕事」「女は家庭」というような、文化や社会によって作られた性別による役割分担の固定的な意識。

#### 世界人権宣言

1948 年 12 月 10 日の第 3 回国際連合総会で採択された、すべての人民とすべての国民が達成すべき基本的人権についての宣言

#### セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動。一般に「性的いやがらせ」と訳されている。略してセクハラと言われることもある。

#### セクシュアル・マイノリティー

何らかの意味で「性」のあり方が非典型的な人のこと。性的少数派、性的マイノリティとも言う。

#### ソーシャル・インクルージョン

社会から疎外・排除されてきた人たちを包括するという概念。精神・知的・身体に障害のある人、高齢者や子ども、失業や貧困、薬物依存といった問題を抱える人、セクシャル・マイノリティ、定住外国人などが、共に生きる豊かな社会をつくっていく新しい取り組み。

#### 男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることで、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

#### 地域支援ネットワーク

児童虐待に関する情報交換や通報体制の整備、処遇の検討などを行うため、住民に身近な市町村域において関係機関等が一堂に会する「市町村児童虐待防止ネットワーク会議」の設置を、2001(平成 13)年度から推進している。

#### 地域改善対策特定事業

1969年(昭和 44年)に制定された同和対策事業特別措置法(同対法)が1982年(昭和 57年)地域改善対策特別措置法(地対法)に名称変更に伴い、同和対策特定事業から地域改善対策特定事業へ名称変更された。

#### 地域福祉権利擁護事業

痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分ではない方へ福祉サービスの利用手続援助や日常的な金銭管理等を行う事業で各道府県社会福祉協議会を実施主体として平成 11年 10月から実施されている。

#### 知的所有権

物品に対し個別に認められる所有権(財産権)のことではなく、無形のもの、特に思索による成果・業績を認めその表現や技術などの功績と権益を保証するために与えられる財産権のことである。

#### 統一応募用紙

就職差別をなくしていくための同和教育運動による進路保証の取り組みと部落解放運動によって実現した、新規高等学校卒業者の就職応募に際して使用される申し込み用紙。

## 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

プロバイダ等による著作権及び著作隣接権を侵害する情報の流通に関して、プロバイダ等が責任を負わない場合を定めるプロバイダ責任制限法 3 条の趣旨を踏まえ、情報発信者、著作権者等、プロバイダ等のそれぞれが置かれた立場等を考慮し、著作権者等及びプロバイダ等の行動基準を明確化するもの。これにより、関係者の予見可能性を高め、特定電気通信による著作権等を侵害する情報の流通に対するプロバイダ等による迅速かつ適切な対応を促進し、もってインターネットの円滑かつ健全な利用を促進することを目的とする法律

## 同性愛

男性同士または女性同士の間での親愛や性愛。また、その性的指向を含めた、性愛のみに限定されない広義のライフスタイルを指す。

## 同和対策審議会答申

「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問を受けた同和対策審議会が、1965(昭和 40)年 8 月 11 日、政府に提出した答申。この中で同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であるとともに、日本国憲法によってすべての国民に等しく保障された基本的人権が、完全に保障されていないという最も深刻にして重大な社会問題であり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識が示され、その後の同和行政の基本的指針となっている。

## 同和対策特別措置法

歴史的社会的理由により生活環境等に安定向上が阻害されている地域(以下「対象地域」という。)について国及び地方公共団体が協力して行なう同和対策事業の目的を明らかにし、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とした法律。昭和 44 年 7 月 10 日制定、昭和 57 年 3 月 31 日失効。

## ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫(妻)やパートナーが、妻(夫)や恋人に対し、暴力(身体的のみならず、精神的・経済的・社会的・性的などのさまざまな暴力)で人格や安全を脅かし、自分の思い通りにしようとする支配行動のこと。家庭内で起こるため表面化しにくい。人権侵害であり、犯罪行為である。

## ノーマライゼーション

障害のある人の人権を認め、取り巻いている環境を変えることにより、健常者と同様な生活を送れる社会をつくりあげていくこと。

## 偶者等からの暴力(DV)

ドメスティック・バイオレンス(DV)を参照。

## バリアフリー

障害のある人が社会生活していく上で障壁となるものを除去すること。もともとは施設の段差解消などハード面の色彩が強いが、広義には障害者の社会参加を困難にする障害の除去、ソフト面での思いやりや気持ちなどを含む。

## 犯罪捜査規範

警察官が犯罪の捜査を行うに当たって守るべき心構え、捜査の方法、手続その他捜査に関し必要な事項を定める国家公安委員会規則。1957年（昭和32年）7月11日公布、同年9月1日施行。

## 犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした法律。

## 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族や、身体に重傷病を負い又は障害が残った被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の軽減を図ることを目的とした法律。

## ハンセン病

らい菌（*Mycobacterium leprae*）の感染によって起こる疾患。らい菌は非常に感染力の弱い細菌で、生後まもなくの親子間の濃厚な接触以外では感染が起こらない。

## フィールドワーク

ある調査対象について学術研究をする際に、そのテーマに即した場所（現地）を実際に訪れ、その対象を直接観察し、関係者には聞き取り調査やアンケート調査を行い、現地での史料・資料の採取を行い、学術的に客観的な成果を挙げるための調査技法。

## プライバシー

個人の私生活に関する事柄（私事） およびそれが他から隠されており干渉されない状態を要求する権利をいう。英単語「Privacy」をカタカナ表記したもので、「私事権」と訳されることもある。

## プロバイダー

インターネットに接続するためのサービスを提供する企業あるいは団体である。プロバイダやISPなどと略して呼ばれることが多い。日本では電気通信事業者の一つとして位置づけられている。

## ホームヘルパー

高齢者や障害のある人の自宅を訪問し、介護や家事、各種相談、助言を行い、いつまでも安心して生活を送ることができるよう援助するとともに、家族等の介護負担の軽減をはかる人。

## ホームレス

都市公園や河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいい、2003(平成 15)年 1 月・2 月に全国調査が実施された。ホームレスの自立支援やホームレスになることを防止するため、「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」が2002(平成 14)年 8 月から施行。

## ボランティア

自発的に福祉などの社会奉仕活動に参加する人。従来、無報酬での参加が原則とされたが、近年、費用弁償程度の報酬を受ける「有償ボランティア」も多い。

## ユニバーサルタウン

すべての人が、勤労から、生きがいのある高齢期へ、そして安心の高齢期へと、段差なくスムーズに過ごすこと、またはそれを追求することができるまち。

## ユニバーサルデザイン

改善または特殊化された設計なしで、能力あるいは障害のレベルにかかわらず、すべての人々に利用しやすい環境と製品のデザインのこと。

## らい予防法の廃止に関する法律

1996 年にらい予防法の廃止に伴い、強制隔離された患者に対する医療の継続や生活の保障を定めた法律

## リハビリテーション

障害のある人がトータルな人間として、生活の主体者としてあらゆる社会面において障害のない人と同等な権利の回復をめざすという考え方。

## ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、それぞれの段階をいう。

## リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利 Reproductive health rights)

平成 6 年(1994 年)にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念であり、重要な人権の一つとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な避妊・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。